

衆議院 法務委員會議事録 第八号

令和二年四月十日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 松島みどり君

理事 伊藤 忠彦君 理事 越智 隆雄君

理事 鬼木 誠君 理事 田所 嘉徳君

理事 葉梨 康弘君 理事 藤井比早之君

理事 稲富 修二君 理事 階 猛君

理事 濱地 雅一君 理事 井野 俊郎君

理事 井出 庸生君 理事 門山 宏哲君

理事 奥野 信亮君 理事 黄川田仁志君

理事 神田 裕君 理事 小林 茂樹君

理事 国光あやの君 理事 中曾根康隆君

理事 出畑 実君 理事 宮崎 政久君

理事 古川 康君 理事 吉川 越君

理事 山下 貴司君 理事 逢坂 誠二君

理事 和田 義明君 理事 日吉 雄太君

理事 高木 鍊太郎君 理事 松平 浩一君

理事 松田 功君 理事 竹内 讓君

理事 山川百合子君 理事 足立 康史君

理事 藤野 保史君

理事 串田 誠一君

法務大臣 森 まさこ君

法務副大臣 長谷川 岳君

内閣府大臣政務官 義家 弘介君

内閣府大臣政務官 神田 憲次君

内閣府大臣政務官 今井絵理子君

法務大臣政務官 宮崎 政久君

政府特別補佐人 一宮なほみ君

(人事院総裁)

最高裁判所事務総局人事局長 堀田 眞哉君

最高裁判所事務総局刑事局長 安東 章君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 奈尾 基弘君

政府参考人 (内閣法制局第一部長) 北川 哲也君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 伊藤 信君

政府参考人 (内閣府男女共同参画局長) 池永 肇恵君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 太刀川浩一君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 高田 陽介君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 森 源二君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 伊藤 栄二君

政府参考人 (総務省大臣官房長) 西山 卓爾君

政府参考人 (法務省大臣官房政策立案 総括審議官) 山内 由光君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 小出 邦夫君

政府参考人 (法務省民事局長) 川原 隆司君

政府参考人 (法務省刑事局長) 今福 章二君

政府参考人 (法務省保護局長) 菊池 浩君

政府参考人 (法務省人権擁護局長) 館内比佐志君

政府参考人 (出入国在留管理庁次長) 高嶋 智光君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房生活 衛生・食品安全審議官) 浅沼 一成君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議 官) 吉永 和生君

政府参考人 (経産省大臣官房審議 官) 中原 裕彦君

政府参考人 (中小企業庁次長) 鎌田 篤君

法務委員会専門員 藤井 宏治君

委員の異動 四月十日

伊藤 忠彦君 補欠選任

串田 誠一君 補欠選任

足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

同日 足立 康史君 補欠選任

同日 串田 誠一君 補欠選任

○松島委員長 御異議なしと認めます。 よって、そのように決しました。

○松島委員長 御異議なしと認めます。 よって、そのように決しました。

○松島委員長 御異議なしと認めます。 よって、そのように決しました。

でございますが、現在、その方法につきましてはまだ検討をしておりますけれども、出入国在留管理庁としましては、申請者数も踏まえまして、引き続き、日本語教育機関や留学生の置かれた状況に於いて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○稲富委員 ありがとうございます。ぜひ、柔軟にということでございますので、よろしくお願ひします。

次に、日本語教育機関に対するさまざまな通知についてお伺いします。

今の日本語教育機関は、どこの省庁が責任を持ってということが非常にはっきりしないままというところがございまして。例えば学校に対してのさまざまな通知、例えば、今手元にありますけれども、外出自粛に対するものや、あるいは臨時休業、あるいはイベントの中止、延期、あるいは卒業証書に関するもの、そういったさまざまな文部科学省から、あるいは県からの通知が各学校に対しては来ている。しかし、日本語教育機関に対しては、特に株式会社日本語教育機関にはこういったものが来ていない。法務省としては、在留資格に関するさまざまな、先ほど御答弁いただいたようなことについてははつきりとお知らせいただいている。ただ、学校としての機能に関するものが非常に少なく、やはり現場では不安を抱えているという声がございます。

ぜひこれは、設置形態にかかわらず、政府として、そこは連携をして、通知だけでもやはりこの期間だけはお伝えをするという対応ができないかというふうに思うわけですが、ぜひその点の対応を御答弁お願いします。

○高嶋政府参考人 御質問の日本語教育機関等に對する連絡、周知体制でございますけれども、さまざまな日本語教育機関から、現に、休校等の措置を講じた場合の、日本語教育機関の告示基準との関係に適合性があるかどうかというような質問をいただいているところでございます。

出入国在留管理庁としましては、新型コロナウイルス

イルス感染症への対応に係るQ&Aというのを作成して、これは質問の内容に応じて順次改定もしております、改定した都度、これはもちろん、法務省のホームページに掲載するとともに、その改定の内容、改定したものににつきまして日本語教育機関にメール等で送信、送付して、周知を図っているところでございます。

出入国在留管理庁としましては、日本語教育機関や留学生が必要とする情報の提供について、引き続き適切に提供できるよう努めていきたいというふうにご考えているところでございます。

○稲富委員 ありがとうございます。

今のは、在留資格に関することは、今おっしゃるとおり法務省は御対応いただいているんですが、学制的な側面についての、例えば生徒の安心、安全とかそういったことに関するものがやはりないということで、そのことをぜひ御協力の中で対応いただけないかということ。ちよつとこれはまだ具体的に後ほどでもお知らせをさせていただければと思います。

次に、冒頭申し上げましたように上陸拒否の対象国が今七十三カ国にまでなつて、去年の三月、四月の留学生、比べると、例えばアジアだけでも九割近くが上陸拒否の対象国に今なつております。したがって、日本語教育機関は、もうことしは生徒が来ないんじゃないかということを非常に心配している。ことしは生徒が来ないとする、来年の今ごろゼロ人の生徒を迎えるんじゃないかという心配を非常に受けているということ。こういう中であつて、経営として対応するの、かということ、経産省の方にお願いしたいところでございまして、御対応についてお伺いします。

○鎌田政府参考人 御答弁いたします。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する資金繰り支援につきましては、これまで、信用保証協会によるセーフティネット保証や危機関連保証、また、日本政策金融公庫などによる特別貸付制度とこれを使った実質無利子無担保の融資制度、こういった措置を講じてきたとこ

ろでございます。

また、委員御指摘の株式会社日本語学校につきましては、通常と別枠で保証可能なセーフティネット保証のうち五号の業種としまして四月一日に追加を指定し、資金繰り支援を行っているところでございます。

また、四月七日に決定しました緊急経済対応策におきましては、融資窓口を拡充する観点から、民間金融機関でも実質無利子無担保の融資を受けられるようにすることですとか、また、既往債務の負担を軽減するために、日本政策金融公庫などからの既存借入れや民間金融機関からの信用保証つき既往借入れにつきまして、それぞれ実質無利子無担保の融資への借入を可能とすることなどを内容とする資金繰り支援策を取りまとめたところでございます。

これらの施策によりまして、引き続き事業者の資金繰りをしつかりと支援していきたいというふうに考えております。

○稲富委員 ありがとうございます。

最後、大臣に伺います。

法務省告示の日本語教育機関は、令和元年末で七百七十四機関ある。設置形態はさまざまですが、株式会社、有限会社はその約半数になる。恐らく、そこで働く先生方は一万人を超えるであろうと思われれます。

日本語教育機関は非常に、どう位置づけるかということ、がまだ議論の中かと思ひます。しかし、今、現実にはコロナで非常に影響を受けて、このままではいくと来年の今ごろ生徒がゼロになつていくんじゃないかという危惧を持っている。しかも、外国人を受け入れるという大きなインフラとして我が国としてどう考えるかということ、ぜひより高いレベルのところから、大所高所から考えていただきたいというふうな思うわけですが、まあ、在留資格に関してはこうするよと。ただ、申し上げたように、在留資格、幾ら要件緩和したとしても、そもそも上陸できないということになりまれば、現実にはそれが難しいということになります。

す。ぜひ、今後どうするかということ、大臣の御答弁を求めます。

○森国務大臣 日本語教育機関は、留学生がその後我が国で教育を受けるために、又は就労を行つたりする際の基本的な、基礎的な日本語能力を身につけるために重要な役割を担っているというふうな認識をしております。また、外国人を日本社会の一員として受け入れる上で、より円滑な意思疎通を実現するためにも重要であります。

委員御指摘の問題点というものは、私も共有をしております。日本語教育機関が社会において担う役割がこのように重要である中で、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によって日本語教育機関の運営に支障や困難が生じておりますので、法務省としても、日本語教育機関、引き続きその役割を果たしていただくことができるように、担当省庁、関係省庁と連携して適切に対応してまいりたいと思ひます。

○稲富委員 時間となりましてので、終わります。ありがとうございます。

○松島委員 次に、藤野保史さん。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

私は、先日出されました緊急事態宣言にかかわつて、まずお聞きしたいと思ひます。今、新型コロナウイルスの感染拡大防止等、あるいは治療などのために日夜奮闘されている多くの関係者の皆様に心からの敬意を表したいと思ひます。

他方、政府や与党の一部からは、この新型コロナウイルス感染拡大という状況を、改憲、憲法を変えるという議論に結びつけようという動きがあります。いろいろな発言がありますけれども、中でも、何といったも、先日、安倍総理自身で、六日の衆議院議員委員会、参議院議員委員会、かなり、最も強い発言をされていると私は思ひます。

衆議院では、自民党が示した、これは改憲草案のごとくすけれども、自民党が示した四項目の中にも緊急事態対応が含まれており、緊急事態にお

きまして、

いて国家や国民がどのような役割を果たすか、憲法にどのように位置づけるか、極めて重大な課題と述べましたし、参議院の議運でも、新型コロナウィルス感染症への対応も踏まえつつ、国会の憲法審査会の場で与野党の枠を超えた活発な議論を期待したい、こういうふうにご答弁されております。この間の一連のさまざまな発言の中では、最もこれは踏み込んだ発言だというふうに思います。

総理は、この衆参の議運での質疑は、新型コロナナ特措法に基づく、法律に基づく緊急事態宣言を国会と国民に説明する場であるということも百も承知の上で、あえて自民党が示した四項目ということも挙げて、憲法上の、特措法上ではなくて、憲法上の緊急事態条項が極めて重大な課題であると力を込めたわけでありました。

今はまさに、新型コロナの対応に対して、党派の違いを超えて、立場の違いを超えて力を尽くさなければならぬ、まさにそのときに、国民の不安を逆手にとるように、憲法改定に結びつけていく。これは党利党略のきわみというふうには言わざるを得ません。絶対に許されぬと思います。

きょうは、要するに、そうやって政府、総理を先頭に、緊急事態宣言と緊急事態条項、これを意図的に混同させるといいますか、地続きのものであるかのように描いているという状況が一方である。他方で、やはり新型コロナに対する国民の不安というのは、私の事務所にも連日、本当にさまざまな要請もいただいております。何とかしてほしいという不安がある。だから、その両方のもので、やはり今、冷静に、落ちついて、両者の関係あるいは内容、そして現行憲法の立場について整理しておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

そこで、以下、質問したいと思います。前提として、内閣府にお聞きしたいんですが、もう基本中の基本ですけれども、要するに、憲法上の緊急事態条項を置くかどうかという話と、今回の特措法上の緊急事態宣言とは全く別物である。

る、間違いありませんか。

○奈尾政府参考人 お答え申し上げます。

緊急事態宣言につきましては、新型インフルエンザ等特別措置法に基づきまして、例えば、都道府県知事が同法四十五条に基づく外出自粛の要請ができる、そういった、法の第四章といったところがございまして、その各条に規定された新型インフルエンザ等緊急対策の特例を講じることができるといふものでございまして、御指摘の緊急事態条項とは別のものと考えてございします。

○藤野委員 全く違うわけですね。

要は、非常事態、災害とか感染症、戦争、内乱、さまざまな非常事態に対してどういうアプローチをとるかという場合に、二つのアプローチがあつて、一つは個別法ですね、今回問題になっているインフル特措法とか、あるいは災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、これらは、そうした非常事態に対して個別法でアプローチしよう、そういうやり方でありまして。もう一つは、憲法を改正して国家緊急権などを創設するという、緊急事態条項というアプローチがあるわけでありまして、この二つは全く違うわけでありまして。そして、現行憲法にはこの緊急事態条項は存在せず、個別法で対応するというアプローチがとられているわけでありまして。

そこで、なぜ日本国憲法に緊急事態条項がないのか。配付資料の一を見ていただきたいと思います。これは有名な国会質疑でありまして、御存じの方も多いと思うんですが、一九四六年、昭和二十一年の七月二日、衆議院帝国憲法改正案委員会というところの質疑であります。

当時の金森徳次郎大臣が議員の質問、これは、なぜこの憲法改正草案は緊急勅令などの規定を持たないのかという質問に対して、黄色の部分でこう答えております。

緊急勅令及び財政上ノ緊急処分ハ、行政当局者ニ取リマシテハ実ニ調法ナモノデアリマス、併シナガラ調法ト云フ裏面ニ於キマシテハ、国民

ノ意思ヲ或ル期間有カニ無視シ得ル制度デアラルト云フコト方言ヘルノデアリマス、ダカラ便利ヲ尊ブカ或ハ民主政治ノ根本ノ原則ヲ尊重スルカ、斯ウ云フ分レ目ニナルノデアリマス、

これに対して、同じ金森大臣は、七月十五日、配付資料の二なんですが、答弁をしております。答えを出しております。黄色の部分ですけれども、

民主政治ヲ徹底サセテ国民ノ権利ヲ十分擁護致シマス為ニハ、左様ナ場合ノ政府一存ニ於テ行ヒマスル処置ハ、極力之ヲ防止シナケレバナラヌノデアリマス、言葉ヲ非常ト云フコトニ藉リテ、其ノ大イナル途ヲ残シテ置キマスナラ、ド

内閣法制局にお聞きしたいんですが、現行憲法は、先ほどの論点でいえば、行政側の便利な事情というよりも、民主政治の根本原理、国民の権利を十分擁護するために民主政治の根本原理を尊重した、だから、緊急事態条項を憲法上むしろ積極的に設けなかつた、そういうことでよろしいですか。

○北川政府参考人 お答えいたします。委員が御指摘されました、昭和二十一年七月二日それから同月十五日の衆議院帝国憲法改正案委員会におきまして、当時の担当大臣でありました金森大臣が、先生が述べられたような、緊急勅令

等の規定をなぜ設けなかつたかということを探ねられました際に、その理由として、先生が引用されました部分を含めて答弁をしたものでございします。

○藤野委員 これは、論点設定もわかりやすいし、なぜ緊急事態条項を置かなかつたのかということも非常にわかりやすいですね。

もう一つ、今のは国会向けの説明なんですが、それだけじゃなくて、国民向けにも、当時の政府は、よりわかりやすく説明するためにいろいろなものをやっているんですね。そのうちの一つ、「新憲法の解説」というものを紹介しております。これは、表紙に、法制局閣というのがあります。さらに、これを見ていただきますと、当時の内閣総理大臣の吉田茂さん、担当大臣の金森徳次郎大臣、そして内閣書記官長の林譲治さんが序というものを寄せているんですね。ちなみに、この林さんというのは、その後、内閣官房長官に就任されているわけ、事実上、当時の内閣が作成したという位置づけであります。

その第四章をちよつと御紹介しているんですが、こういう指摘があります。明治憲法においては、緊急勅令、緊急財政処分、また、いはゆる非常大権制度等緊急の場合に処する途が広くひらけてゐたのである。これ等の制度は行政当局者にとつては極めて便利に出来てをり、それだけ、濫用され易く、議会及び国民の意志を無視して、国政が行はれる危険が多分にあつた。すなはち、法律案として議院に提出すれば否決されると予想された場合に、緊急勅令として、政府の独断で事を運ぶやうな事例も、しばしば見受けられたのである。

新憲法はあくまでも民主政治の本義に徹し、国会中心主義の建前から、臨時の必要が起れば必ずその都度国会の臨時会を召集し、又は参議院の緊急集會を求めて、立憲的に、万事を措置するの方針をとつてゐるのである。

こういう説明であります。
内閣法制局にお聞きしますが、現在の内閣法制局も、これは同じ認識ということでよろしいでしょうか。

○北川政府参考人 先生の御引用されました、法制局閣下となっております「新憲法の解説」に記載されております緊急勅令等に係る見解でございますが、この見解それ自身が当時の内閣法制局の見解そのものであったかどうかはちよつと別といたしまして、御指摘の記載内容につきましては、その趣旨を理解できるものであります。その旨、平成二十八年の五月二十七日の衆議院東日本大震災復興特別委員会におきまして、当時の横畠内閣法制局長官も答弁いたしております。

○藤野委員 そうなんです。これは、階委員がまさに質問されたときに、横畠内閣法制局長官が、この今私を読み上げさせていただいた部分は、今日においても十分理解できるものでございまして、これらも十分理解しております。ですから、これはそういう中身だということでありまして、大臣にも確認したいんですが、大臣も同じ立場だということでもよろしいでしょうか。

○森国務大臣 お尋ねは憲法の一般的解釈に関するものであり、法務大臣として、所管を離れ、憲法の解釈について所感を申し上げることは差し控えてさせていただきます。

○藤野委員 これは、例えば経済の問題とか、あるいは安保の問題で、お答えにならないというのは、所管外というのであれば、わからなくもないですが、先ほどご申上げてきたのは、国民の権利を保障する、それを最大限尊重するのが民主主義の根本原則だ、だから、緊急事態条項を置かないという、こういう論立てなんです。ですから、人権をつかさどる法務大臣が、これは所掌じやありませんなんて、私は言えないと思うんですけれども、いかがですか。

○森国務大臣 政府部内において、憲法に関する一般的解釈について全面的に責任を負うべき立場

にありますのは内閣とされておりまして、法務大臣は内閣を代表してお答えする立場にないことを御理解いただきたいと思えます。

○藤野委員 いや、理解できないですね。
二〇一六年のときは、河野太郎議員が当時、内閣府防災担当大臣で、その際は、階委員の質問に対してお答えになっておられるんです。現時点においても憲法の解釈として十分理解できるものだと。だから、やはりそれぞれのお立場はあると思います。ただ、問題は、人権にかかわる問題でこういう憲法の立場があるわけですから、これについて法務大臣が何も言わないというのは、これはおかしいと思うんですが、いかがですか。

○森国務大臣 河野大臣が答弁した事情については私から御答弁することはできないんですけれども、いずれにしても、御指摘の法制局長官の答弁、また、憲法の一般的な解釈に関するものについて、法務大臣として、所管を離れて、憲法の解釈について御答弁申し上げることは差し控えてさせていただきます。

○藤野委員 本日に、政治家として、こういう方が法務大臣をやられているということが非常に残念でなりません。
「新憲法の解説」というものを先ほど読み上げさせていただいた中に、要するに、法律案として議会に提出されれば否決されると予想された場合に、緊急勅令として、政府の独断で事を運ぶような事例もしばしば見受けられたというのがあるんですね。単なる懸念とかじゃなくて、戦前しばしば見受けられたから、それを繰り返さないために緊急事態条項は置かないという、まさにそういう経験に基づいて日本の憲法の判断なんですか。

実際、大日本帝国憲法には、四つも緊急勅令に関する条例がありまして、一つは八条、緊急勅令、十四条の戒厳、三十一條の非常大権。そして、七十條の緊急財政処分。今いわゆる緊急事態条項と言われるものが四つも形を変えて措置されています。そのもとで百本以上、緊急勅令が戦前には出されております。

その中には、例えば治安維持法の最高刑を死刑にするというものも、これは議会で廃案になったんです。戦前の議会でさえ廃案になったんです。緊急勅令で、死刑が最高刑にされてしまつた。

まさに、そういう、しばしば、戦前、人権侵害が見受けられた、行政による暴走が見受けられたという痛苦の反省から、新憲法はあくまで民主政治の本義に徹して、国会中心主義に立つんだと。これがやはり緊急事態条項を規定してない、積極的に規定してない一番の理由なわけです。ここをやはり踏まえていくということ、法務大臣としてもどうしても必要になると思つておられます。

その上でですけれども、ここからは、緊急事態条項というより、宣言のもとの話をちよつとお聞きしたいんですが、緊急事態宣言のもとで私権制限というものが行われております。行きたいところに行けないとか、行きたい集会に行けないとか、声を上げられないとか、さまざまな制限を伴うわけですが、これはやはり必要最小限といえますか、不当な、こういう自由の侵害はあつてはならない、これをまず確認したいんですが、そういう御認識でよろしいですね、大臣。国民の人権制限。

○奈尾政府参考人 お答え申し上げます。
新型インフルエンザ等対策特別措置法というところで申し上げますと、法律第五条に基本的人権の尊重といたしたものがございまして、例えば、法四十五条に基づいて外出自粛の要請等におきましても、国民の権利と自由を制限を加える場合には、当然ながら、必要最小限にしなければならぬという原則のもと、やっております。

○藤野委員 これもお答えにならないというの、ちよつと驚きました。通告もしてありましたし。
一般論で私は聞いたんです。この宣言のもとで私権制限がある場合であっても、それは必要最小限のものでなければなりませんね、法務大臣と

してそのようにお考えですか、こういう質問なんです。
○森国務大臣 お尋ねの新型インフルエンザ等対策特別措置法は、法務省の所管ではございませんので、法務大臣としてその解釈に関する所見を述べることは適切ではないと考えております。

○藤野委員 ちよつと、本日に心配になってきました。
ちよつと具体的に聞きたいんですけれども、安倍総理は七日の衆議院議運の質疑で、警察に要請して職務質問を活性化させることがあるのかという質問に対して、罰則がないので警察が取り締まることはない、ただ、御協力はさせていただくことはあるかもしれない、こう言いました、答弁されました。

先日は、神奈川県警の知事が、これはもう相当、何か踏み込んで、警察に頼むんだ、そういうことをやったらもうんだと明言するような例も出てきているんですね。
新聞報道でも、毎日新聞の四月三日はこう報じております。外出自粛をめぐっては、一歩踏み込んだ方策の検討も進む、その一つが、警察官がいわゆる職務質問と同じような形で外出の理由を尋ねるといふようなことも報道されているんですが、内閣官房にお聞きしますが、政府内で、一歩踏み込んだ検討なるものがなされているんでしょうか。

○奈尾政府参考人 お答え申し上げます。
都道府県知事が外出自粛要請を行うに当たりまして、当該都道府県警察に協力を求めた場合には、外出自粛要請に伴う繁華街等でのトラブルの発生を防止するために、制服によるパトロールを強化し、警戒活動等の所要の措置を講じている。また、そうした活動を通じて、状況に応じて、国民に対し、外出自粛要請がなされている旨の一般的な声かけを行うなどの協力を行っている」と警察庁から聞いております。

○藤野委員 いや、私が聞いたのは、それはもう読んで知っているんですが、要するに、職務質問

と同じような形というのがわからないですね。職務質問というのは、あくまで、警察官職務執行法第二条に基づいて、犯罪のおそれがあるとき、思料される時に限定して行われるものであります。他方、緊急事態宣言というのは、特措法に基づいて行われておりまして、犯罪というのは関係ない。

要するに、官房にもう一回お聞きしますが、この特措法のためにつけ上、一步踏み込んだ方策として警察官に職務質問と同じような形で行動させるということが可能なんですか。

○奈尾政府参考人 お答え申し上げます。

特措法は、あくまで、例えば外出自粛の要請につきましては、市民への協力ベースという話でございます。例えば警察官職務執行法第二条第一項で、いわゆる職務質問でございますけれども、いわゆる職務質問ではなく、一般的な声かけをされるというふうな警察官からは聞いてございます。○藤野委員 だから、できないということですね、法律上。

ただ、何か一般的な声かけとおっしゃるんですが、それなら、ほかの、県の職員とか、別に警察官がやる必要はないわけですね。

何のために特措法はそもそも罰則を設けていないのかということ、もともと、私権制限という、憲法上の権利を制約するからなんです。だから、それを最小限にしようということで、罰則も設けず、協力ベースというたてつけにしているわけです、法律を。

だったら、今、この宣言を出されたもとでやるべきことは、そもそも外に出なくていいように、先ほど野党の委員から指摘がありましたけれども、しっかりと補償を行って、仕事へ行かなくていいようにするということをまず根本に置きながら、あとはしっかりと別のやり方に対応していくということが、この法律の世界というか、予定されている状況だと私は思うんですね。

それを何か飛び越えて、もう全く飛び越えて、いきなり警察に行くというのは、本当に私は危険

な動きだということふうに思います。厳しく今後も見ていきたいというふうに思います。

そして最後に、検察官の定年延長についてお聞きをします。

配付資料の三を見ていただきたいんですが、これは四月六日に日弁連が会長声明を出されまして、それそのものなんです。

これは通告させていただいているんですが、この日弁連の声明は、解釈変更についても、そもそも検察官の独立性というのは、あるいは特殊な定年制度というのは、憲法の基本原則である権力分立に基礎を置くものである、だから、それを変えることは、それこそ先ほど御指摘もありましたけれども、範囲を大きく逸脱するものであって、法の支配と権力分立を揺るがすものと言っておりますし、法律につきましても、憲法の基本原理である権力分立に反するという、こういう指摘がされております。

大臣にお聞きしますが、このような日弁連会長声明の指摘、どのように受けとめられますか。

○森国務大臣 御指摘の会長声明が出されたことは承知をしております。

検察官は、刑事訴訟法上、唯一の公訴提起機関であり、その職務執行の公正が直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼすという職責の特殊性があり、準司法的性質を持つていとされます。そのため、検察官には一般行政官と異なる身分の保障及び待遇が与えられております。

もともと、検察官に勤務延長の規定が適用されるものとしても、内閣ないし法務大臣が自由に検察官を罷免したり、検察官に対して身分上の不利益処分を行ったりするものではないため、その身分保障を害するものではないと考えております。

したがって、今般の解釈変更及び検察官法の改正案は、検察官が準司法的性質を有するとされていることは矛盾するものではないと考えています。○藤野委員 いや、私は、大きく矛盾していると思うんですね。大臣の答弁の前半と後半自体が矛盾している。

配付資料の四を見ていただきたいんですが、これは先日御紹介したんですけれども、法務省が出してきた資料でありまして、検察官に今回の国公法と同じような規定を設ける必要があるかということについて検討した結果を書かれているものであります。

ここにありますように、例えばアのところに、「検察官については、管理監督職務上限年齢制を導入し得ない」云々かんぬんと言った後に、しかしながらということなんですが、「検察官については、職制上の段階がなく、降任等が概念し得ないことから、他の一般職の国家公務員に比してより柔軟な人事運用が可能である。また、検察官は、定年に達した時に退官することとされているため、同時期に一律に退官することとはされていない。さらに、管理監督職務上限年齢制の趣旨を踏まえて導入する仕組みにおける異動時期は誕生日を基準としていることから、一律に異動することにもならない。」と。

つまり、三つのないと言いましたけれども、降任等が概念し得ないということ、同時期に一律に退官しないということ、同時期に一律に異動もしない、だから柔軟な人事が可能で、一番下にありますけれども、それにより公務の運営に著しい支障が生じるなどの問題が生じることは考えがたいと言っているんですね。考えがたい。

もともとこういう検察の特殊性があるから、現在も国家公務員法の八十一条の三の第一項は検察官には適用されていないし、今後も必要ないというふうな結論づけているわけでありまして。

大臣にお聞きしたいんですが、私が三月三十一日に法務委員会、この特殊性ですね、降任がないとか、一律にやめないとか、一律に異動しないとか、この状況は昨年十月末から今までに変わったのかと質問したら、大臣は、現在も同様だと答弁をされました。

いう特殊性は現在も同じだが、別の観点から今回新たな法律をつくったんだ、そういう理解でよろしいですか。

○森国務大臣 はい。法務省においては、御指摘の検討は、昨年十月末ごろの時点でございまして、退官や異動により補充すべきポストが一斉に生じるおそれがあるか否かという観点のみから検討をしたものでございまして、この法案が提出に至らず、通常国会までの提出までに時間ができたので、昨年十二月ごろから担当者において改めて検討作業等を行い、この従前の解釈を維持するの妥当か否かという観点に立ち戻って検討をしたものでございまして。

○藤野委員 そういうことなんです。要するに、現在も同じだけれども、別の観点からやられた。

これは日弁連が指摘しておりますように、検察官の地位の特殊性というのは憲法の基本原理である権力分立に基礎を置くものであるというふうな、憲法の基本原理というのがこの日弁連の声明には何回か出てくるんですね。

大臣にお聞きしますが、現在も同様だと言った検察官の特殊性というのは、大臣も、この特殊性は憲法の基本原理に基礎を置くものである、これは、大臣、同じ認識なんじゃないですか。

○森国務大臣 憲法の理念に基礎を置くとおっしゃった特殊性というのは、準司法的性質のことだということに思われますので、それについては、先ほど御説明したとおり、唯一の公訴提起機関であるというところから出ている性格で、それは現在も特殊性があるというふうな考えでおります。

○藤野委員 余り細かいことはいいんですが、要するに、検察官の地位の特殊性というのは、大臣も、憲法の基本原理に基礎があるということですよ。ろしいんですね。

○森国務大臣 憲法によって定められている、法の、裁判官による、裁判官と行政機関、立法機関の中で、その裁判官が行っている刑事裁判に唯一の公訴提起機関である検察官が重大な影響を及ぼ

すという、そういう意味で、その職責の特殊性があり、準司法的性格を持つていとされていると理解しております。

○藤野委員 じゃ、ちよつと聞き方を変えますけれども、要するに、この問題、今回問われているのは、憲法の基本原理に基づく現行制度、これを變えていこうという話なんですね。大臣は、社会経済情勢が大きく変化し、多様化し、複雑化し、犯罪の性質も複雑困難化していると言っているが、そういう漠然としたものが権力分立などの憲法の基本原理よりも優位するというふうには大臣はお考えになって、別の視点から今回の法案を提出されたということなんですか。

○森国務大臣 検察官が準司法的性格を持つていことはそのとおりでございますが、今回の勤務延長の規定が適用されるものとしての検察官の準司法的性格を害するというふうには考えておりません。

○藤野委員 私が聞いていたのは、大臣も一部であれ、憲法の基本原理が検察官の地位の特殊性の土台にあって、基礎にあって、それが、先ほど言った、大臣が現在も同様と言った、例えば、一斉に退官しないとか、一斉に異動しないとか、そういう身分保障につながっているわけですね。検察独自の身分保障なんです、これは。だから、法務省自身が、一般の国家公務員法八十一条の三は適用されないし、今後必要ないと一旦は結論づけたんです。それを大臣は一部ではあれお認めになつて、ただ、それを、特殊性として、経済情勢などとかいう、そういう一般的などうか漠然としたもので憲法の基本原理に基づく部分まで變えようとしているんですか、そういう質問なんです。

○森国務大臣 先ほどの繰り返しになりますけれども、勤務延長制度を適用されるとしても、検察官に対して身分上の不利益処分を行つたりするものではないため、その身分保障を害するものではないと思います。

したがって、今般の解釈変更が検察官が準司法

的性格を有するとされていることと矛盾するものではないと考えております。

○藤野委員 いや、矛盾するんですよ。検察の準司法的性質が、一斉に退官しないとか一斉に異動しないところに、定年とかそういう身分保障でいえば、反映されているわけですか。

じゃ、また、別の聞き方をしますけれども、要するに、十月末までは、二十二条については改正する必要はないとおっしゃっていたわけですね。ところが、それを變えていくわけですか。しかも、二十二条が必要ないと言っていた理由について、大臣は現在も同様だとおっしゃっている。だったら、これは分けるべきじゃないですか。切り分けて、九条とか六十三を六十五にするというのは十月末にも入っていましたから、これは当時も検討済みであり、現在と同様という範疇だと思いません。

けれども、大臣、今でも現在と同様とおっしゃっているのであれば、十月末のときになつたものはやはり別にすべきだと思つて。大臣自身おっしゃっているように、別の観点から入れ込んだ条文なんだから、これは国家公務員法そのものと切り分けて、やはり法務委員会が堂々とこれこれこういう理由だから、検察官の問題は特別に議論をする、これが法務省として当然とるべき態度じゃないですか。

○森国務大臣 昨年十月末ごろ時点では、退官や異動により補充すべきポストが一斉に生じるおそれがあるか否かという視点のみから検討していたわけでございます。

ところが、法律案の提出に至らなかつたので、本年の通常国会までの提出までに時間ができたので、昨年十二月ごろから担当者において改めて検討作業を行いました。そのときに、先ほどから申し上げておりますけれども、また別の視点での検討を、検討を行ったわけでございます。

○藤野委員 今、別の視点とおっしゃいましたように、要するに別の視点なんです。別の法律と考

えられた方がいいんです。

国家公務員法という束ねてやろうとしているのであれば同じ理念でやるべきであつて、国家公務員法の役割制度などの理念は当てはまらないというふうには法務省自身が結論づけたわけですから、国家公務員法の束ねを解いて、検察庁法は検察庁法として、別の視点とおっしゃっているのだから、別の法律として提出すべきじゃないですか。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。今般の国家公務員法等の改正の束ね法案でございますが、一般の国家公務員に適用される国家公務員法、それから検察官に適用される検察庁法、それから自衛隊員に適用される自衛隊法ということ、いずれもその趣旨、目的は、知識、経験が豊富な高齢期の職員を最大限に活用する点などあるところ、この共通の目的に基づいた国の政策を整合的に行うべきということで、束ねて審議をお願いするところでございます。

○藤野委員 そういうやり方は二重三重に権力分立を破壊するものだということを指摘して、質問を終わります。

○松島委員長 次に、足立康史さん。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。きょうは申田委員にかわりまして質問に立たせていただきます。

維新の会は、もう一般質疑は御遠慮させていただいて、できるだけ国会の質疑を合理化していく、こういう方針でございますが、きょうの法務委員会は緊急事態宣言が出る前にセツトされておりましたので、質問を予定どおりさせていたいただきたいと思つてます。

きょうの議運委の理事会で、出席議員削減を正式決定いただきました。これは、かねがね、遠藤国対委員長を始め日本維新の会が、新型コロナウイルスの国民の皆様にもさまざまな御無理を要請させていただいて、国会だけがのんびらんとやっていたらあかんということで申入れをすつとしてきたことでありますが、ようやく関係会派の御理解をいただいで前に進んだことを歓迎したいと思つてます。

遅いですが、やらないよりはいいと思つてます。さて、きょうは、まずちよつと冒頭、総務省それから内閣府、お越しをいただいでいます。内閣府神田政務官と今井政務官、お世話になります。毎度済みません。

例の現金給付、三十万の現金給付、心配していません。ちよつと通告、細かいところは入っていないと思つてますが、政務官、いつごろ給付できそうですか。それぐらいちよつと。一言でいいですよ。いつごろできそうかだけちよつと。それぐらい詰めていきます。ちよつと、誰か、もし頭に入っていないかつたら、いや、通告しているんだよ。ぱくつとちよつととしていたから。でも、ちよつと全体のことには割愛して、要はいつごろかということだけ教えてください。済みませんね。

○神田大臣政務官 お答え申し上げます。本日に明確なということになるとなかなか申し上げにくいですが、できるだけ早くということには我々も肝に銘じておるところでございます。今、自治体側とも、急ぎ届けられるように調整しておるところでございます。

○足立委員 その事務を内閣、政府は総務省に詰めてくれということで、ちよつとどきのう、総務省から全国の自治体、都道府県あるいは自治体に通知が出ています。総務省も急に振られてかわいそうですけれども、大丈夫ですかね。大丈夫ですか。

○長谷川副大臣 委員におかれましては、総務委員会でも御質問いただいでいるのに感謝申し上げます。